

令和4年度青森県介護職員処遇改善支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 県は、新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員の処遇の改善を図るため、令和4年度（令和3年度からの繰越分）介護職員処遇改善支援事業実施要綱（令和4年4月1日付け老発0401第3号厚生労働省老健局長通知の別紙。以下「実施要綱」という。）に基づき、介護サービス事業所又は介護保険施設（以下「介護サービス事業者等」という。）が行う介護職員の処遇改善に要する経費について、令和4年度予算の範囲内において、介護サービス事業者等に対して、令和4年度青森県介護職員処遇改善支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、青森県補助金の交付に関する規則（昭和45年3月青森県規則第10号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助金の額)

第2 補助金の交付の対象となる経費は実施要綱に規定する経費とし、補助金の額は、実施要綱5に規定する額とする。

(申請書等)

第3 規則第3条第1項に規定する申請書は、第1号様式によるものとする。

2 規則第3条第2項及び第3項の規定により前項の申請書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。

- (1) 介護職員処遇改善支援補助金計画書（実施要綱別紙様式2-1）
- (2) 介護職員処遇改善支援補助金計画書（施設・事業所別個表）（実施要綱別紙様式2-2）

(交付決定)

第4 知事は、補助金の交付申請があった場合は、実施要綱の規定に基づき、その内容を審査するとともに、適当と認めたときは補助金の交付決定を行い、当該申請者に通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第5 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定がなされた場合において、規則第5条の規定により付された条件となるものとする。

- (1) 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）の内容の変更（知事が認める軽微な変更を除く。）をする場合又は補助事業を中止し、若しくは廃止する場合において、青森県介護職員処遇改善支援事業変更（中止・廃止）承認申請書（第2号様式）を知事に提出して、その承認を受けること。
- (2) 補助事業の状況、補助事業の経費の収支その他補助事業に関する事項を明らかにする書類、帳簿等を備え付け、これらを補助金の交付に係る年度の翌年度から

5年間保管しておくこと。

- (3) 実施要綱7(4)に規定する届出内容を証明する資料の保管を行うとともに、知事から求めのあった場合は速やかに提示すること。
- (4) 実施要綱7(6)に規定する場合に該当することとなったときは、特別事情届出書(実施要綱別紙様式4)を知事に提出すること。

(申請の取下げの期日)

第6 規則第7条第1項の規定による補助金の交付の申請の取下げの期日は、補助金の交付の決定を受けた日から起算して14日を経過した日とする。

(補助金の請求、交付方法)

- 第7 補助金の請求は、補助事業者の毎月の青森県国民健康保険団体連合会(以下「国保連」という。)への介護報酬請求をもって請求が行われたものとみなすものとする。ただし、令和4年2月分及び同年3月分の補助金の請求については、同年4月分と合わせて、同年4月の介護報酬請求時に行われたものとみなすものとする。
- 2 補助金の支払に関連した事務は、国保連に委託し、補助金の交付は、国保連を通じて行うものとする。
 - 3 国保連を通じて交付することができない補助事業者の補助金の請求は、第1項の規定にかかわらず、補助金請求書(第3号様式)を知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

- 第8 規則第12条に規定する実績報告は、令和5年1月31日までに第4号様式に次に掲げる書類を添えて行うものとする。
- (1) 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(実施要綱別紙様式3-1)
 - (2) 介護職員処遇改善支援補助金実績報告書(施設・事業所別個表)(実施要綱別紙様式3-2)

附 則

この要綱は、令和4年5月31日から施行し、令和4年4月1日から適用する。